

調査の概要

経済センサス - 活動調査について

1 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としています。

2 調査の根拠

令和3年経済センサス - 活動調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しました。

3 調査期日

令和3年経済センサス - 活動調査は、令和3年6月1日現在で実施しました。

4 調査の範囲

（1）調査日現在、国内に所在する全ての事業所及び企業
ただし、以下に掲げる事業所を除きます。

- ・国及び地方公共団体の事業所
- ・日本標準産業分類大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

（2）事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいいます。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

5 調査の方法

事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市による調査に分けて行いました。

（1）調査員による調査

単独事業所及び新設事業所については、調査票の配付は調査員が行い、収集は調査員による回収、オンライン又は郵送により行いました。

（2）直轄調査（国、都道府県、市による調査）

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配付は国が郵送により行い、収集は国、都道府県、市がオンライン又は郵送により行いました。また、特定の単独事業所については、調査票の配付は国が郵送により行い、収集は国がオンライン又は郵送により行いました。